

生物多様性こうち戦略（仮称）策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 生物多様性こうち戦略（仮称）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、生物多様性こうち戦略（仮称）策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内で知事が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

3 委員会は、検討するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、林業振興・環境部環境共生課において行う。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

附 則

1 この要綱は、平成24年12月25日から施行する。